

令和４年度（２０２２年度） 歳末たすけあい募金運動
枚方市社会福祉協議会 地域と施設のコラボ事業助成 実施要領

1. 目 的

近年「２０２５年問題」をはじめとした多様な福祉課題を抱える地域において、福祉施設や事業所との関係は切っても切れないものになりつつある。枚方市内に 100 か所近く運営されている有料老人ホームなどは「第２の住まい」としての役割をすでに果たしている。

歳末たすけあい募金配分金を活用して、その中でも特に「地域と施設のコラボ」に取り組む福祉施設や事業所が“地域に開かれた存在”として、地域住民に親しみやすく認識されることを目指し、地域住民と施設が「支え手」「受け手」という関係を超えて連携するまちづくりを推進することを目的に本助成事業を実施する。

※「２０２５年問題」とは

2025 年（令和 7 年）には「ベビーブーム世代」が後期高齢者（75 歳以上）となり、高齢者人口は人口の約 3 人に 1 人に及び、約 3,500 万人に達するといわれている。

2. 助成対象及び助成事業内容

助 成 対 象	助 成 事 業 内 容
①介護予防や障害者支援、子育て支援をテーマに地域を巻き込んでイベントや催しを企画、実施する枚方市内の福祉施設や事業所等	「地域と福祉施設、事業所のコラボや連携」をテーマに地域福祉に関するイベントや催し等の事業を主催した福祉施設や事業所またはボランティアグループや NPO 等に対し、それにかかった費用の一部を助成することにより、「地域と福祉施設、事業所」の双方に対して、連携のメリットについての認識を促すきっかけづくりとする。 ※イベントや催しが共催の場合も、一つの事業に対して、助成金の申請は 1 団体のみとなります。
②枚方市内の福祉施設や事業所等と連携し、地域福祉に関するイベントや催しを企画、実施するボランティアグループや NPO 等	

※助成対象となった事業内容については社協 HP などで紹介する場合があります。

※但し、以下に該当する事項は対象外とする。

- ・国や地方公共団体の補助金や助成金等を受けている事業
- ・他の民間機関（財団等）から助成を受けている事業
- ・参加者が限定されており、広く地域住民に開放されていない事業
（施設内の利用者のみを対象としたイベントや催しは対象外）

～ 助成額 ～

1 事業所または 1 団体について 1 回限りの助成とし、総額の自己負担 15%以上を支出した上で、助成上限額は、50,000 円 以内とする。

※この助成には、審査があります。事前にご相談ください。

助成対象事業の具体例

- 福祉施設、事業所を開放した地域住民参加型のイベントや催し
（お祭り、交流会、カフェ、〇〇教室、演劇、コンサートなど）
- 福祉施設・事業所が参画する公民館や集会所を利用した地域住民参加型のイベントや催し
（交流会、カフェ、文化祭、展示会、作品展など）
- 福祉施設・事業所と地域が協働で行う防災・防犯・美化・環境活動など
（防災訓練、避難訓練、ゴミ拾い、畑での農作業など）

3. 募集期間

令和4年6月1日（水） ～ 令和5年2月24日（金）

（窓口受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時30分）

※期間内上限に達した場合は締め切り、ホームページなどでお知らせをします。

4. 助成事業実施期間

令和4年（2022年）4月1日～令和5年（2023年）3月31日の間に行う事業

※申請する際は、事前に要相談。また、書類作成や用途などのご相談やご質問がある場合は、問い合わせ（次頁参照）してください。

5. 募集方法

- （1）令和4年6月1日号『社協だより』に掲載
- （2）5月下旬より、枚方市社会福祉協議会並びに枚方市ボランティアセンターのホームページに実施要領、申請書など様式一式を掲載
- （3）実施要領等は社会福祉協議会・総務課で配布

6. 助成の申請方法

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する。

- （1）申請書 【様式1】
- （2）事業計画書（実施要項等があれば添付）
- （3）予算書
- （4）チラシ、ポスターなど ※各自の様式でご準備ください。

※上記の様式に書ききれない場合は、別途添付してください。書式は、自由。

7. 選 考

概ね10団体に助成する。なお、申請内容に基づき簡単な審査を行います。

8. 報 告

助成金の交付を受けた団体は、助成事業終了後、事業報告書と必要書類を社会福祉協議会へ速やかに提出すること。（実施後2週間以内）

9. 助成金の取り消し・返還

助成金を申請内容以外に使用した場合や期日までに必要な手続きを行わなかった場合などは、助成の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還していただきます。

10. 書類提出

【提出書類】

	書 類 名	説 明
申 請 時	(1)申請書【様式1】 (2)事業計画書 (3)予算書 (4)チラシ、ポスターなど	(1)記述しきれない場合は、資料別添可。 (2)実施要項等があれば添付してください。 (3)助成金の使途を詳しくご記入下さい。
交 付 決 定 時	(1)請求書【様式2】 (2)振込口座の通帳の写し	(1)振込名義は原則的に団体名・事業所名もしくは、 団体・事業所の代表者名に限ります。 振込先の支店・口座番号等記入間違いがないようご注意下さい
報 告 時	(1)事業報告書【様式3】 (2)決算書 (3)領収書一式	(1)当日の資料や実施している様子がわかる写真など がありましたら添付してください。 (2) 助成金の使途を詳しくご記入下さい。 (3) 領収書は原本を添付してください。

※【様式1】【様式2】【様式3】以外に関しては、各自で作成した様式をご使用ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35（枚方市立総合福祉会館4階）

TEL 072-844-2443 FAX 072-807-5779

～ 申請から振込までの流れ ～



【対象となる団体、事業者】

- ①地域住民や地縁団体と連携し、地域福祉に関するイベントや催しを企画、実施する枚方市内の福祉施設や事業所等
- ②枚方市内の福祉施設や事業所等と連携し、地域福祉に関するイベントや催しを企画、実施するボランティアグループやNPO等

地域と福祉施設・事業所のコラボに取り組む事業に活用するために、この助成金を使いたいが・・・

- 申請しようとしている事業が対象になるかわからない。
- 対象になりそうだが、申請書や提出書類の書き方などに不安がある。 など・・・

枚方市社会福祉協議会

にご相談を！

住所：枚方市新町2-1-35
ラポールひらかた内

TEL：072-844-2443
FAX：072-807-5779

～ 窓 口 時 間 ～

月～金 午前9時～午後5時半まで

土・日・祝日は、お休み

枚方市社協キャラクター
「ひらっぴー」



～ 注 意 ～

申請した内容について、社協だより（年4回発行）や社会福祉協議会のホームページに掲載する場合があります。

問合せ先

枚方市社会福祉協議会 総務課
住所：枚方市新町2-1-35
TEL 072-844-2443
FAX 072-807-5779

申 請

- ※ 申請書に必要事項を記入し、書類（事業計画書、予算書等）を添付の上、左記の枚方市社会福祉協議会へ提出。（押印、記入等ご注意ください）
- ※ 様式は、社協ホームページもしくは、左記の窓口にて配布しています。

審 査

- ※申請後、簡単な審査があります。
- 審査が通らない場合もありますので、事前にご確認ください。（問合せ先 左記参照）

決 定

- ※決定通知書と請求書を同封し、申請者へ送付

提 出

- ※請求書等を提出

請 求 ・ 振 込

- ※請求書を提出後、1～2週間ほどで、振り込まれます。

報 告

- ※事業報告書・決算書・領収書一式等を提出

完 了

- ※社協のホームページや広報紙に活動事例として、掲載する場合があります。